

処 分 基 準

平成27年 4 月 1 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第11条の 3 第 2 項
処 分 の 概 要	年少射撃資格の認定の取消し
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の13（年少射撃資格の認定）、同第11条の 3 第 2 項
処 分 基 準	年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	